2）　納品の検査の方法の改善

⑴　親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

⑵　親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3）　支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

⑴　親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意し、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

○支給材に関する望ましくない事例

①　生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。

②　残材の買い取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押しつけること。

⑵　親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4）　下請代金の支払方法の改善

⑴　親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

⑵　手形等（手形と併せて、一括決済方式及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。

⑶　下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。

⑷　第１号から第３号の内容は、とりわけ、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。

⑸　親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

①　一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

②　一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　手形で支払う場合と同様に、第２号及び第３号の内容に取り組むこと。

④　その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

⑹　親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

①　電子記録債権による支払は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

②　手形で支払う場合と同様に、第２号及び第３号の内容に取り組むこと。

③　電子記録債権の活用によって見込まれる下請代金の支払、受取に係る費用や手続事務等の軽減の効果について、十分に情報提供を行っていくこと。

④　その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

5）　型の保管・管理の適正化（主に物品の製造受託等の場合にあって、金型、木型などの型を使用する下請取引）

⑴　親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにするものとする。そのため、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

①　型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）

②　量産期間の後に型の保管義務が生じる期間

③　量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担

④　再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担

⑤　試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担

⑵　親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよう、予め、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

①　下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担

②　型の保管義務が生じる期間

③　型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続き等）

④　型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担

⑤　再度型を製造する場合の費用負担

⑶　親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第１号の内容に、製品の製造の完了後においては第２号の内容に取り組むものとする。

⑷　第２号及び第３号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。また、事情変更等により協議の結果を変更する必要がある場合には、再協議するものとする。

⑸　川下（最終製品等を製造）に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題はもちろん、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理にも影響することを考慮して、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。また、型の保管・管理の問題は当該親事業者の更に川下に位置する事業者との連携が不可欠となるため、第１号から第４号までの内容を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。

第５　下請事業者の連携の推進に関する事項

1）　一般的留意事項

⑴　下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。